

認可外保育施設等の無償化認定について

(施設等利用給付認定)

1 無償化（施設等利用給付認定）とは

お子様の利用する以下の施設や事業にお支払した「保育料」を、宜野湾市から保護者の方へ給付いたします。この給付を「施設等利用給付」といいます。認可外保育施設等（幼稚園の預かり保育、一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター、ベビーシッター）を利用している方が「施設等利用給付」を受けるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

| 認定区分 | 対象となる子ども | 保育必要事由の有無 | 利用施設（事業） |
|-------|-----------|-----------|---|
| 新1号認定 | 満3歳以上 | なし | ・従来型の幼稚園 （未移行幼稚園） |
| 新2号認定 | 3～5歳児（※1） | あり | ・認可外保育施設 ・預かり保育事業（※2） ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリーサポートセンター ・ベビーシッター |
| 新3号認定 | 0～2歳児（※1） | | |

（※1）新2号・新3号認定の年齢は、対象年度における4月1日時点の年齢を指します。

（※2）幼稚園児の保護者が就労等により、午後まで引き続き保育を行う事業を指します。

2 「新2号認定」・「新3号認定」の要件

- ▶ 父母に保育を必要とする事由があること
- ▶ 新3号認定については、父母（父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合は当該保護者も含む）が住民税非課税であること（未申告の場合、認定できません）
- ▶ 施設型給付費等の支給を受けていない（認可保育施設等を利用していない）こと
- ▶ 企業主導型保育事業を利用していないこと
- ▶ 育児休業を取得している場合、育児休業に係る子どもが2歳に達していないこと

◆保育を必要とする事由

| 認定理由 | | 認定要件 | 認定有効期間 |
|------|--------------------|---|--|
| 1 | 就労 ※自営業の方 含む | フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的に全ての労働（月64時間以上の就労、かつ月額54,000円以上の収入があること） | 就労している期間 |
| 2 | 妊娠・出産 | 妊娠中であるか出産後間がない場合 | 出産の3ヵ月前、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで（※概ね出産後2ヵ月まで） |
| 3 | 保護者の疾病・障害 | 病気または障がいにより保育ができない場合 | 事由が生じている期間 |
| 4 | 親族の看護 | 病人または障がい者(児)である同居の親族を、常時看護・介護している場合 | 事由が生じている期間 |
| 5 | 災害復旧 | 火災、風水害、地震などで、家屋破損などの復旧にあたっている場合 | 必要と認められる期間 |
| 6 | 求職活動 | 仕事を探している場合（※入所期間:最長90日間） | 90日間 |
| 7 | 就学 | 就学・技能習得のために学校や職業訓練校に通っている場合 | 就学している期間 |
| 8 | 育児休業 | 育児休業を取得している場合 ※育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること | 育児休業を取得している期間 （※最大で育児休業にかかる児童が2歳になるまで） |
| 9 | みなし育休 | 2歳未満の児童を家庭保育している（育児休業を取得している場合を除く） ※育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること | 上記に同じ |

★認定有効期間の開始日は原則として、申請をした日からとなります。

★認定有効期間を過ぎると無償化の対象となりません。
必ず有効期間終了月には更新の手続きを行ってください。

★保護者が勤務先の変更・退職や、出産・育児休業など申請時と家庭状況が変わった場合には、その都度手続きが必要となりますので、必ずご連絡ください。

3 認定を受けるために必要な手続き

以下の書類を窓口へご持参ください。

| 全員必要な書類 | | チェック | |
|---|---|--------------------------|--------------------------|
| ① 印鑑（追加書類や押印漏れがある場合に使用します） | | <input type="checkbox"/> | |
| ② 保護者の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） | | <input type="checkbox"/> | |
| ③ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届） | | <input type="checkbox"/> | |
| ④ 『保育を必要とする理由』を証明する書類 ※父・母で各1部ずつ必要 | | 父 | 母 |
| 会社員 | ●就労証明（申告）書（子育て支援課指定の様式） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 自営業 | ●就労証明（申告）書（子育て支援課指定の様式） ●以下のいずれかのコピー（申請日から6か月以内に発行された書類） ・確定申告書 ・営業許可所 ・会社の登記簿謄本 ・開業届 ※証明書が無い場合は民生委員による証明を受けてください。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 妊娠・出産 | ●母子手帳の写し（出産予定日と母の名前が分かるページ） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 疾病・障がい | ●診断書(子育て支援課指定の様式) ※障がいがある方は障がい者手帳等の写しでも可。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 親族の 看護・介護 | ●看護・介護申立書(子育て支援課指定の様式) ●看護・介護される方の診断書（子育て支援課指定の様式）または 「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」、「介護保険被保険者証」いずれかのコピー | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 災害復旧 | ●罹災証明書 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 求職活動中 | ●求職活動状況確認書（子育て支援課指定の様式） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 就学 | ●在学証明書 ●授業日程証明書（時間割） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 育児休業 取得中 | ●就労証明（申告）書（子育て支援課指定の様式） ※休業期間、職場復帰（予定日）を記入してください。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| みなし育休 | ●継続利用に関する申立書（子育て支援課指定の様式） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 該当する方のみ必要な書類 | | チェック | |
| 1人親世帯 | ●離婚日が記載された戸籍謄本 ※児童扶養手当、母子父子医療費助成いづれかを受給している場合は提出不要。 | <input type="checkbox"/> | |
| 保護者が 軍人・軍属 (新3号) | ●2021 W-2（令和4年9月～令和5年8月無償化対象の方） ●2022 W-2（令和5年9月～令和6年8月無償化対象の方） | <input type="checkbox"/> | |

※民生委員へ証明を依頼する場合、市役所で担当民生委員の連絡先を確認し、保護者ご自身で連絡をしてください。また、証明まで時間がかかりますので、必ず時間に余裕を持って依頼をしてください。

4 施設等利用給付により補助を受けるひと月あたりの費用

- ▶ 下表にある上限額までを補助。上限額を超える分の利用料は保護者負担となります。
- ▶ 認可外保育施設等における補助は、各利用施設が定めた保育料および幼稚園の入園料が対象です。教材費・行事日・給食費・送迎費等は保護者の実費負担となります。
- ▶ 幼稚園を利用されている方は、原則として認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポートセンター、一時預かり事業、ベビーシッターは補助対象外となります。
- ▶ 認定開始日および終了日が月途中の場合、開始月・終了月の上限額は日割りとなります。

| 利用している施設 | | 新1号 | 新2号 | 新3号 |
|--|---------|---------|--|---------|
| ○認可外保育施設 ○ファミリーサポートセンター ○一時預かり事業 ○ベビーシッター | | × | 37,000円 | 42,000円 |
| ○預かり保育事業 (公立・新制度移行幼稚園) | | × | ① 11,300円(新3号は16,300円) ② 利用日数×450円 →①②のいずれか低い額 | |
| ○従来型の幼稚園 (未移行幼稚園) | 預かり保育利用 | × | ・午前保育部分 → 25,700円 ・預かり保育部分 →上段「預かり保育事業」に同じ | |
| | 午前保育のみ | 25,700円 | × | × |

5 施設等利用費の請求手続き

【法定代理受領】の場合 → 施設に利用費を支払わないので、保護者の手続きは不要。

【償還払い】 → 以下の書類を揃えて、市役所で請求手続きをしてください。

- ①領収 ②特定子ども・子育て支援提供証明書 ③窓口来庁者の身分証明書
④印鑑(シャチハタ不可) ⑤振込先の預金通帳もしくはキャッシュカード

※①②は施設が発行した原本となります。

※認定保護者と別の口座名義に振込む場合は委任状が必要です。

お問い合わせ先：宜野湾市役所 TEL098-893-4411

- ▶ 認定について → 子育て支援課 保育児童係 (内線 3312・3313)
- ▶ 請求について → こども政策課 こども政策管理係 (内線 3421・3422)
- ▶ 幼稚園の無償化について → 子育て支援課 幼稚園係 (内線 3331・3332)